

協会名称変更にあたって



一般社団法人 日本中小企業診断士協会連合会 会長 **松枝 憲司**

一般社団法人中小企業診断協会は、令和6年10月1日より、「一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会」（略称：日診連／英文名：Japan Federation of Certified Management Consultants' Associations, 英文略称：JF-CMCA）に名称を変更いたしました。

詳しくは、当連合会HP（<https://www.jf-cmca.jp/>）をご覧ください。

1. 名称変更の目的

新名称は、当連合会の役割と使命をより明確にし、中小企業診断士という専門家の団体の連合会組織である旨を、内外の皆様にわかりやすく伝えることを目的としています。

なお、以下の事業は、日本中小企業診断士協会連合会として、引き続き実施いたします。

- 中小企業支援法で定める中小企業診断士試験に関する業務
- 中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則で定める実務補習、理論政策更新研修及び論文の審査に関する業務
- その他中小企業の経営支援実施に関する事業等

2. 組織の変遷

昭和23（1948）年に中小企業診断実施基本要領が制定され、中小企業診断制度が発足しました。昭和29（1954）年10月には、「中小企業診断制度の普及と促進」を目的として社団法人中小企業診断協会が設立され、昭和44（1969）年に当時の「中小企業診断員」が「中小企業診断士」へと改称されました。

その後、新公益法人制度改革の施行に伴い、平成24（2012）年に47都道府県の支部が一般社団法人等に移行し、会員をそれまでの個人の中小企業診断士から、47都道府県協会の法人会員に変更し、連合会形式に改組しました。そして、翌年の平成25（2013）年に一般社団法人中小企業診断協会へと移行した後、創立70周年を迎える令和6（2024）年、今般の名称変更に至りました。

連合会形式に移行した当初、各都道府県協会に所属する中小企業診断士は約9,500名でしたが、現在では約14,000名を数え、この12年間で約1.5倍に増加しました。

3. 創立70周年

おかげさまで、当連合会は70周年を迎えることができました。これもひとえに、経済産業省・中小企業庁をはじめとする行政、中小企業支援機関、金融機関、関連士業団体及び会員である各都道府県協会とそこに所属する中小企業診断士の皆様のご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

今後とも、中小企業診断士の活躍を支える士業の連合会として、新たな活動に取り組んでまいります。日本経済の活性化において、中小企業診断士の果たすべき役割が非常に大きなものであることは、申すまでもありません。皆様がそれぞれの力を存分に発揮し、地域の中小企業事業者の支援に尽力されることを願っております。

令和6年10月